

女庭訓往来を読む(2) 解説

一・江戸時代の女子教育について

江戸時代には、集権的な封建体制のもとで家族制度の存続・強化がはかられ、女子教育は、主婦としてのあべき姿をその精神的な基盤として教えこむことを目標とするようになった。したがって、中世までは重んじられていた教養や身だしなみ等よりも、ひたすら実生活に対する心がまえを道徳的なものに求めた。

・女子用往来

女子教育のための学習書。

近世から近代初期にかけて一〇〇〇〜一五〇〇種類にわたり普及したとされている。内容は、教訓型・消息型・社会型・知育型の四種類に分かれ、習字や作文、またこれを通して社会上の礼儀様式を教えようとしたものが消息型で、「女庭訓往来」はここに分類される。

○「女庭訓往来」

「此の書は庭訓往来になぞらえて作りし者なり。庭訓往来は家庭の訓誨となるべき事柄を贈答の書簡文体に記ししものなれば、此の書も女子の心得べき事どもを書簡文の体にもしたるなり。庭の訓とは、孔子の御子伯魚趨りて庭を過ぎ給える時に、教訓のありし故事によりたるなり。」

(梅沢精一編『武家時代女学叢書』(明治38年〜39年刊) 解題から引用)

二・史料の読解

史料「女庭訓往来倭文鑑」

神無月(返信)

〔奥貫家文書三二七二〕

★最初に史料を最後までざっと見てみましょう！

【今回のポイント】

「合字」

数個のかなを続けて書いた文字

かなを合わせた造形文字

◎かな文字を主体とした「女筆」(女流の筆法)の特徴

「いゝ」

平仮名の「い」と「い」の合字

「いゝ」

「いゝ」

平仮名の「よ」と「り」の合字

「より」

「まいらせそうろう」



万為良世候

・女子の手紙文に慣用的に用いられた丁寧語「〜ます。〜でございます。」

「まいる」



・女性の手紙に添える脇付。相手に敬意を表する。
まいる十候 〓 まいらせそうろう

【用語】 *特に記載が無いものは『広辞苑』（岩波書店）からの引用

2

猪子の御祝：「亥の子の祝」旧暦一〇月上の亥の日の亥の刻に亥の子餅を食う祝儀。万病を除くまじないとも、また猪は多産であるから子孫繁昌を祝うためともいう。いのこもちの祝。玄猪。厳重。

うち：「内」内裏。宮中。また、天皇。

内裏（だいら）：天皇の住居としての御殿。御所。皇居。禁裏。禁中。

一入（ひとしお）：ひときわ。一層。一段。

質朴（しつぽく）：かざりけなく律儀なこと。純朴。

末の世：道徳すたれて人情の浮薄となった世。まつせ。

本：物事の主要な部分。根幹。基礎。もとい。

姑：夫または妻の母。

嗜む（たしなむ）：①常に心がける。常に用意する。②心をつけて見苦しくないようにする。

譏る・誇る（そしる）：悪しざまにいう。わるくいう。非難する。けなす。

心ばせ：心の向かうところ。心ばえ。心だて。

正路：①人のふみ行うべき正しいみち。正道。②正直な行い。

義：①道理。条理。物事の理にかなったこと。人間の行うべきすじみち。②利害をすてて条理にしたがい、人道のためにつくすこと。

品：人・物の品格。品質。

神無月（かみなず（づ）き）：（八百万の神々が、この月に出雲の大社に集まる故とも、また、雷のない月の意とも、新穀により酒をかもす醸成月（かみなしづき）の意とも、神の月の意ともいわれる）旧暦一〇月の異称。かみなしづき。かんなづき。神去（かみさり）月。

少将尼…「少将」…古代、左右近衛府の次官で、中将の次位にあるもの。

「尼」…出家して仏門に入った女。あまほうし。女僧。比丘尼（びくに）。

せんじの局…「宣旨」…①天皇の命を伝える公文書。詔勅が表向きであるのに対して内輪のもの。

②天皇の口勅を藏人に伝えた女房。転じて、宮中の女房。後に女官の称。

「局」(つぼね)…「つぼねたる所」の意①殿舎の中で、しきりを隔てて設けた部屋。曹司(ぞうし)。

②局をもっている女官。

三・奥貫家文書について

(一) 奥貫家

奥貫家霊簿によれば、先祖は荻野氏といい小田原北条氏に属したが、天正十八年(一五九〇)の北条氏滅亡の際に討死し、久下戸村に移住した女子が奥貫家から智を迎え奥貫姓に改めたのが初代だという。

当主は、江戸時代中頃から幕末まで代々入間郡久下戸村(現・川越市)の名主役を務めている。第五代正卿(友山)が明和期に寺子屋共存の漢学塾を開業した。九代正孝が再開し、十代正康が明治初期まで開業していた。

奥貫友山…宝永五年(一七〇八)生まれ。幼名小平太、諱(いみな)を正卿、通称五平治、号を友山と言った。幼時には午山不老和尚に就いて学び、長じて江戸に出て幕府の儒官成島道筑(錦江)を師として学んだ。学問を修めた後、帰郷、名主として村政につくし、また寺子屋を開き近隣の子弟の教育にあたったが、師道筑をはじめ、学者・文人との交流が書状等からうかがえる。

寛保二年(一七四二)の大水害の際には家財を投げ打って救済活動を行った。

川越市久下戸にある墓は県指定文化財となっている。

(二) 奥貫家文書

大きく四つの文書群で構成される。第一は、久下戸村上組の名主文書群で、慶安元年(一六四八)検地帳など土地関係、年貢関係、村政関係が多い。第二は、奥貫家の家文書群で、穀物売買・質地証文など商業関係や証書類が中心である。第三は、奥貫友山の個人文書群で、著作・書簡・諸記録類がまとまっている。第四は、寺子屋と漢学塾を開いていた奥貫家の典籍群で、和書は文学・歴史関係、漢籍は四書五経が多い。